

河川の水や敷地を利用するときは

河川は、わたしたちの生活に密接なつながりがあり、水資源の供給や洪水を防ぐ役割を持っています。そのため、河川の水や敷地を利用するときは、次のような取り扱いになります。

1 河川の水の利用は

一級河川・二級河川・準用河川の水をかんがい用や上水道・簡易水道の飲用水、工業用水、養魚などのために一定期間継続して使用する場合は、それぞれの河川管理者の許可が必要です。
また、普通河川の水をかんがい用水などに使用する場合も市町村長の許可が必要です。

2 河川区域内の土地の利用は

河川区域内の土地に橋、井堰、公園、水道管、ガス管などを設置するときは、それぞれの河川管理者の許可を受けなければなりません。

【問合せ先】

- 一級河川(直轄区間)
九州地方整備局川内川河川事務所 電話番号:0996-22-3271
九州地方整備局大隅河川国道事務所 電話番号:0994-65-2541

- 一級河川(指定区間)、二級河川
地域振興局・支庁建設部建設総務課

地域振興局等窓口	電話番号	所在地	管轄市町村
鹿児島地域振興局建設部建設総務課 管理第一係、管理第二係	099-805-7307 099-805-7308	鹿児島市小川町3-56	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
南薩地域振興局建設部建設総務課管理係	0993-52-1373	南さつま市加世田東本町8-13	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
北薩地域振興局建設部建設総務課管理係	0996-25-5548	薩摩川内市神田町1-22	薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、長島町
北薩地域振興局建設部甑島支所	09969-2-0016	薩摩川内市上甑町中甑485-3	薩摩川内市(甑島)
始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課管理係	0995-63-8351	始良市加治木町諏訪町12	霧島市、始良市、湧水町、伊佐市
大隅地域振興局建設部建設総務課管理第二係	0994-52-2176	鹿屋市打馬二丁目16-6	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、曾於市、志布志市、大崎町
熊毛支庁建設部用地管理係	0997-22-1136	西之表市西之表7590	西之表市、中種子町、南種子町
熊毛支庁屋久島事務所総務企画課用地管理係	0997-46-2211	熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
大島支庁建設部建設課管理係	0997-57-7332	奄美市名瀬永田町17-3	奄美市、龍郷町、大和村
大島支庁瀬戸内事務所総務課用地管理係	0997-72-2111	大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	瀬戸内町、宇検村
大島支庁喜界事務所総務係	0996-65-2091	大島郡喜界町赤連2901-14	喜界町
大島支庁徳之島事務所総務課用地管理係	0997-82-1333	大島郡徳之島町亀津7216	徳之島町、天城町、伊仙町
大島支庁沖永良部事務所総務福祉課用地管理係	0997-92-1632	大島郡和泊町手々知名134-1	和泊町、知名町、与論町

- 準用河川、普通河川
各市町村